

「キープ・フォレスト・スタンディング:森林と森の民の人権を守ろう」キャンペーン 対象消費財企業のパフォーマンス評価方法

レインフォレスト・アクション・ネットワーク (RAN)

2022年4月

2021年以降、RANは以下の5つの質問をもとに評価を行っている。

1. 第一段階として、銀行や消費財企業は自社サプライチェーンと投融資から森林破壊および人権侵害を停止するための方針を採用したか。
2. 銀行や消費財企業は、自社事業が森林と地域・先住民族コミュニティの権利に与える影響の全容を公表したか。
3. 暴力行為を未然に防ぎ、地域・先住民族コミュニティの権利が十分に尊重されることを保証しているか？
4. 取引先(供給業者および投融資先企業)が森林保護と人権尊重の自社方針に違反していることが判明した際、調達や資金提供といったビジネスの業務実態を実際に変えているか。
5. 顧客に対して、取引先(供給業者および投融資先企業)が自社方針を遵守していること証明することができるか。

下表は、企業の各推奨行動のスコアが「あり/全て」、「一部」、「なし」のいずれであるかを評価する際に用いた基準をまとめたものである。

「キープ・フォレスト・スタンディング:森林と森の民の人権を守ろう」キャンペーンの要求内容	「あり」の評価基準	「なし」の評価基準	「一部」の評価基準
<p><b>NDPE Policy</b> Adopt and implement a No Deforestation, No Peatland and No Exploitation (NDPE) Policy.</p> <p><b>NDPE 方針</b> 「森林破壊禁止、泥炭地開発禁止、搾取禁止」(NDPE)方針の採用と実施。</p>	<p>Published policies require compliance with core elements of a NDPE policy — protect forests (HCS forests, HCV areas, primary forests, and Intact Forest Landscapes) and natural ecosystems/peatlands regardless of depth from deforestation and degradation; respect human rights in accordance with international norms; and prohibit use of fire.</p> <p>NDPE 方針の中核要素、すなわち、森林(高炭素貯留(HCS)林、保護価値の高い(HCV)地域、原生林、手付かずの森林景観(IFL))、自然の生態系/泥炭地を、深さに関係なく、森林破壊および劣化から保護すること、国際的な規範に基づき人権を尊重すること、火の使用を禁じることへの準拠を要求する方針が公表されている。</p>	<p>No published policy that requires compliance with core elements of a NDPE policy.</p> <p>NDPE 方針の中核要素の遵守を要求する方針が公表されていない。</p>	<p>n/a</p> <p>該当なし</p>

<p><b>NDPE Policy Scope</b> NDPE policy covers all forest-risk commodity supply chains, investments (including joint ventures), and all financial services, at a corporate group level.</p> <p><b>NDPE 方針の適用範囲</b> NDPE 方針が、企業グループレベルで、全ての森林リスク商品のサプライチェーン、投資(合併事業を含む)、および全ての金融サービスを対象とすること。</p>	<p>NDPE policy covers all forest-risk commodity supply chains, investments (including joint ventures), and all financial services, at a corporate group level.</p> <p>NDPE 方針が、企業グループレベルで、全ての森林リスク商品のサプライチェーン、投資(合併事業を含む)、および全ての金融サービスを対象としている。</p> <p>*Corporate group as defined by the <u>Accountability Framework initiative</u>.</p> <p>*企業グループの定義は、アカウンタビリティ・フレームワーク・イニシアチブ(<u>Accountability Framework Initiative</u>)に準ずる。</p>	<p>No published NDPE policy, or NDPE policy neither covers all forest-risk commodities nor applies to all suppliers, investments, (including joint ventures) and clients receiving financial services at the corporate group level</p> <p>NDPE 方針が公表されていない、あるいは NDPE 方針が全ての森林リスク商品に適用されていないか、企業グループレベルで、全ての供給業者、投資(合併事業を含む)、金融サービスを受ける顧客企業に適用されていない。</p> <p>For brands, policies only apply to physical supply chains not across landbanks of suppliers at a corporate group level. 消費財企業の場合、方針は物理的なサプライチェーンにのみ適用され、企業グループレベルで、供給業者の利用可能な土地面積全体には適用されていない。</p>	<p>NDPE policy covers all forest-risk commodity supply chains or applies to all suppliers, investments (including joint ventures) and clients receiving financial services at the corporate group level, but not both.</p> <p>NDPE 方針が全ての森林リスク商品のサプライチェーンを対象としているか、あるいは企業グループレベルで、全ての供給業者、投資(合併事業を含む)、金融サービスを受ける顧客企業に適用されているかのいずれかで、両方ではない。</p>
<p><b>Mandate for NDPE Policy Adoption</b> Make it mandatory for all suppliers, investees, or clients to adopt and implement NDPE policies, at a corporate group level, for all relevant forest-risk commodity supply chains.</p> <p><b>NDPE 方針の採用義務</b> 全ての供給業者、投資先または顧客企業に対し、関連する全ての森林リスク商品のサプライチェーンに対して、企業グループレベルでの NDPE 方針の採用・実施を義務付けること。</p>	<p>Requirement for suppliers, investees, or clients to adopt and comply with corporate group NDPE policies and require the same of third-party suppliers, for all relevant forest-risk commodity supply chains.</p> <p>供給業者、投資先または顧客企業に対し、関連する全ての森林リスク商品のサプライチェーンについて、企業グループの NDPE 方針を採用・遵守することを義務付け、さらに独立系供給業者にも同様に義務としている。</p> <p>This requirement includes adequate policies to ensure fulfillment of rights to Free, Prior and Informed Consent rights in accordance with international human rights norms and best practices outlined in the High Carbon Stock Approach. (As per RAN's "The Need for FPIC" Report).</p> <p>この義務化には、国際的人権規範に従った「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意」(FPIC)の権利と、高炭素貯留アプローチに記されているベストプラクティスの履行を確保するための適切な方針を含む。(RAN の報告書「FPIC の必要性」に準ずる。)</p>	<p>No requirement for suppliers, investees, or clients to adopt and comply with corporate group NDPE policies and require the same of third-party suppliers.</p> <p>供給業者、投資先または顧客企業に対し、企業グループの NDPE 方針を採用・遵守すること、さらに独立系供給業者にも同様の義務としていない。</p>	<p>Requirement for suppliers, investees, or clients to adopt and comply with NDPE policy only applies to one forest-risk commodity supply chain.</p> <p>供給業者、投資先または顧客企業の NDPE 方針の採用・遵守の義務付けが、1つの森林リスク商品サプライチェーンのみに適用されている。</p>

<p><b>NDPE Implementation Plans</b> Published NDPE Implementation Plan has ambitious target dates for achieving independent verification of NDPE policy compliance across all forest-risk commodities.</p> <p><b>NDPE 実施計画</b> 公表された NDPE 実施計画に、全ての森林リスク製品の NDPE 方針遵守について独立検証を遂行する野心的な目標期日を盛り込むこと。</p>	<p>Published NDPE Implementation Plan with ambitious target date, and time-bound milestones, for achieving full Independent Verification of NDPE policy compliance by suppliers, investees, or clients for all forest-risk commodity supply chains.</p> <p>公表された NDPE 実施計画に、全ての森林リスク製品のサプライチェーンの供給業者や投資先、顧客企業による NDPE 方針遵守状況について完全な独立検証を遂行する野心的な目標期日と期限付き中間目標が盛り込まれている。</p> <p>For brands full supply chain disclosure includes direct suppliers, processors/mills, and raw material producers), and target date/s for achieving traceability to the source (i.e., plantation/farm/ranch).</p> <p>消費財企業の場合、サプライチェーンの完全開示には、直接供給業者、加工業者や工場および原材料生産者、そして調達源(つまり、プランテーション/農園/牧場)へのトレーサビリティ達成の目標期日が盛り込まれている。</p>	<p>No published NDPE Implementation Plan specifying a date for when suppliers/investees/clients must achieve Independent Verification of NDPE policy compliance.</p> <p>供給業者や投資先、顧客企業が NDPE 方針の遵守状況の独立検証を遂行しなければならない期日を明記した NDPE 実施計画が公表されていない。</p> <p>For brands, no disclosure of supplier lists and/or target dates for achieving traceability to the source.</p> <p>消費財企業の場合、供給業者リストや、調達源へのトレーサビリティを達成する目標期日が開示されていない。</p>	<p>Published NDPE implementation plan specifying a date for when suppliers/investees/clients must achieve Independently Verified NDPE policy compliance for at least one commodity but not all relevant commodities, or target date is not ambitious, or does not include Independent Verification.</p> <p>供給業者、投資先、顧客企業が、少なくとも一製品について NDPE 方針の遵守状況について独立検証を遂行しなければならない日付を明記した NDPE 実施計画を公表しているが、関連する全製品が網羅されていないか、目標期日が野心的でないか、あるいは独立検証が盛り込まれていない。</p> <p>For brands, they must have also publicly disclosed supplier lists for, multiple or, all forest-risk commodities, or published dates by which they will do so, and a target date set for achieving traceability to the source.</p> <p>消費財企業の場合、複数の、あるいはすべての森林リスク製品の供給業者リストを公表しているか、あるいは公表期日を公表するとともに、原産地までのトレーサビリティを達成する目標期日を設定していなければならない。</p>
<p><b>Forest Footprint Disclosure</b> Know and publicly disclose the footprint of their global commodity supply chains, investments, or financial services impacting forests, peatlands and the rights of Indigenous Peoples and communities affected by logging and the expansion of industrial agriculture.</p> <p><b>森林フットプリントの開示</b> 自社(自行)のグローバルな産品サプライチェーンや投資、金融サービスが影響を与える森林、泥炭地のフットプリント、および伐採や産業型農業の拡大の影響を受ける先住民やコミュニティの権利について把握し、公表すること。</p>	<p>Disclosure of Forest Footprint for all relevant forest-risk commodities and regions.</p> <p>関連する全ての森林リスク産品と地域の森林フットプリントを開示している。</p>	<p>No disclosure of Forest Footprint.</p> <p>森林フットプリントを開示していない。</p>	<p>Partial disclosure of Forest Footprint for: one forest-risk commodity; one production region; or footprint lacks information on rightsholders; or does disclose supply chain information (such as for brands lists of suppliers and maps of their landbanks and for banks does not disclose maps/data which aggregate client/investee spatial data and processing facilities).</p> <p>森林フットプリントの開示が部分的。すなわち、対象が 1 森林リスク産品、1 生産地である。または権利者に関する情報が記されていない、あるいはサプライチェーン情報が開示されていない(例えば、消費財企業の場合、供給業者リストとその利用可能な土地の地図。銀行の場合、顧客企業・投資先の空間データや処理施設を集約した地図・データが開示されていない)。</p> <p>And/or a time-bound public commitment to undertake a forest footprint evaluation for at least one priority forest-risk commodity supply chain.</p> <p>少なくとも 1 つの優先すべき森林リスク産品のサプライチェーンについて、森林フットプリント評価を実施することを期限付きで公約している。</p>

<p><b>Proof of Free, Prior and Informed Consent</b> Require proof of full compliance with laws, regulations, and Free, Prior and Informed Consent (FPIC) processes for all areas under the management and control of the corporate group.</p> <p><b>「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意」(FPIC)の証明</b> 企業グループの管理下、支配下にある全ての地域で、法規や「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意」(FPIC)のプロセスが十分に遵守されていることの証明を要求すること。</p>	<p>Independent verification of legality and fulfilment of FPIC rights in accordance with best practices, as outlined by international human rights norms, the High Carbon Stock Approach (HCSA) Social Requirements and Implementation Guidance, and Indigenous Peoples established FPIC protocols.</p> <p>国際人権規範や、高炭素貯留アプローチ(HCSA)の社会的要件と実施ガイダンス、先住民族が定めたFPIC プロトコルに記載されているベストプラクティスに則った合法性とFPICの権利履行に関する独立検証。</p>	<p>No independent verification of legality or fulfilment of FPIC rights in accordance with best practice or independent or all relevant forest-risk commodity supply chains verification relies solely on certification.</p> <p>合法性やFPICの権利履行をベストプラクティスに則って独立検証していない。または独立型、あるいは関連する全ての森林リスク製品のサプライチェーンの検証が認証のみに依存している。</p>	<p>Independent verification is undertaken by human rights experts, but not yet in accordance with best practice or if independent verification currently relies on certification systems, then additional verification measures are in place including but not limited to on the ground verification with affected communities.</p> <p>人権専門家が独立検証を実施しているが、ベストプラクティスに沿っていない。または、現時点で独立検証が認証制度に依存している場合、追加の検証手段が導入されている(影響を受けるコミュニティとの現地での検証を含むが、これに限定されない)。</p> <p>And/or methodology detailing how they and/or their suppliers, investees or clients will undertake independent verification of legality and fulfilment of FPIC rights is under development but has not yet been published or implemented.</p> <p>合法性とFPICの権利の履行について、自社や自社の供給業者、投資先、顧客企業が独立検証を行う方法を詳述した方法論を開発中だが、まだ公表や実施には至っていない。</p> <p>And/or a public commitment to develop and implement a credible methodology for independent verification of FPIC in accordance with best practice has been made.</p> <p>ベストプラクティスに従ってFPICの独立検証を行うための信頼できる方法を開発し、実施するというコミットメントを公表している。</p>
<p><b>Robust monitoring and due diligence systems</b> Establish robust forest, natural ecosystem, and human rights monitoring and due diligence systems.</p> <p><b>厳格なモニタリングとデューデリジェンスのシステム</b> 森林、自然生態系、人権に関する厳格なモニタリングとデューデリジェンスのシステムの確立。</p>	<p>Robust and transparent forests and natural ecosystem/peatland monitoring platform and response systems and effective human rights monitoring and due diligence systems for identifying and reporting on suppliers, investments, (including joint ventures) and clients non-compliance are in use.</p> <p>厳格かつ透明性の高い森林と自然生態系/泥炭地のモニタリングプラットフォームと対応システム、および供給業者、投資先(合弁会社を含む)、顧客企業の遵守違反を特定し報告するための効果的な人権モニタリングとデューデリジェンスのシステムが用いられている。</p> <p>Effective human rights monitoring and due diligence systems are in accordance with best practices outlined by international human rights treaties and norms, such as the UN Guiding</p>	<p>No monitoring and due diligence systems have been established.</p> <p>モニタリングとデューデリジェンスのシステムが確立されていない。</p>	<p>Monitoring and due diligence systems are used to identify their clients, investees or suppliers' impact on forest and natural ecosystems, including peatlands.</p> <p>モニタリングとデューデリジェンスのシステムをもとに、顧客企業や投資先、供給業者が森林や自然生態系(泥炭地を含む)に与える影響を特定している。</p> <p>Monitoring and due diligence systems are used to identify their clients, investees or suppliers' impact on human rights, but are not effective, cover all human rights, or do not employ field-based Human Rights Impact Assessments.</p> <p>モニタリングやデューデリジェンスのシステムをもとに、顧客企業、投資先、供給業者が人権に与える影響を特定しているが、システムが効果的ではないか、全ての人権を対象としていないか、または現地調査に基づく人権インパクトアセスメントを採用していない。</p>

	<p>Principles on Business and Human Rights, cover all human rights, and employ field-based Human Rights Impact Assessments.</p> <p>効果的な人権モニタリングとデューデリジェンスのシステムが、「国連ビジネスと人権に関する指導原則」などの国際人権条約や規範に記されているベストプラクティスに従っており、全ての人権が対象とされ、現地調査に基づく人権インパクトアセスメントが採用されている。</p>		
<p><b>Holding bad actors to account</b> Stop sourcing commodities from, investing in, or providing financial services to corporate groups that are complicit in deforestation, natural ecosystem degradation, peatland clearance and human rights abuses, or secure credible, time-bound commitments to ensure suppliers, investees and clients transparently implement corrective actions and remedy negative impacts.</p> <p><b>森林破壊常習犯の責任の追及</b> 森林破壊、自然生態系の劣化、泥炭地の皆伐、人権侵害に加担している企業グループを相手とする製品調達、投資、金融サービスの提供を停止するか、または供給業者、投資先、顧客企業が透明性をもって是正措置を実施し、負の影響を是正するよう、信頼できる期限付きの約束を確保すること。</p>	<p>Published non-compliance protocol and demonstration of its use with non-compliance cases or grievances raised across forest-risk commodity supply chains.</p> <p>遵守違反対応プロトコルを公表するとともに、森林リスク製品のサプライチェーンで発生した遵守違反事例または苦情に対する同プロトコルの使用例を紹介している。</p>	<p>No published non-compliance protocol and demonstration of its use with non-compliance cases or grievances raised.</p> <p>遵守違反対応プロトコルが公表されておらず、また発生した遵守違反事例や苦情に対する同プロトコルの使用例が紹介されていない。</p>	<p>Non-compliance protocol is published but is not comprehensive or has inadequate thresholds for suspension or termination and/or lack of consistent application to non-compliance cases or grievances raised.</p> <p>遵守違反対応プロトコルは公表されているが、包括的でないか、一時停止や契約解除の基準が不十分であるか、発生した遵守違反事例や苦情に対する適用に一貫性がない。</p>

<p><b>Zero tolerance for violence and intimidation</b> Enact zero tolerance procedures within supply chains, investments and/or financing portfolios to prevent violence, criminalization, intimidation, and killing of human rights, land, and environmental defenders.</p> <p><b>暴力・脅迫に対するゼロトレランス(不容認)</b> 人権、土地、環境の擁護者に対する暴力、(犯罪者としての)不当告発、脅迫、殺害の防止に向けて、サプライチェーン、投資や融資のポートフォリオ内でゼロトレランス手続きを定めること。</p>	<p>Published zero tolerance policy for violence, criminalization, and intimidation of Human Rights Defenders (HRDs) developed with inputs from HRDs and aligned with the minimum policy requirements defined by the Zero Tolerance Initiative.</p> <p>人権擁護者(HRD)から得られた情報をもとにまとめられ、ゼロトレランス・イニシアチブで定義された方針の最低要件に沿った人権擁護者への暴力、不当告発、脅迫に対するゼロトレランス方針を公表している。</p>	<p>No published zero tolerance policy for violence, criminalization, and intimidation of HRDs.</p> <p>人権擁護者(HRD)に対する暴力、不当告発、脅迫に対するゼロトレランス方針を公表していない。</p>	<p>Published zero tolerance policy for violence, criminalization, and intimidation against HRDs is not aligned with minimum policy requirements as outlined by HRDs or experts (such as the Zero Tolerance Initiative) or policy commitment has been made but not in a stand-alone HRD policy.</p> <p>人権擁護者(HRD)への暴力、不当告発、脅迫について公表されているゼロトレランス方針が、HRD や専門家の示す最低限の要件(ゼロトレランス・イニシアチブ等)と整合していないか、または方針についてコミットメントは表明されているが、独立した HRD 方針ではない。</p>
<p><b>Independently verification of NDPE compliance</b> Independently verify and disclose progress on fulfillment of NDPE policies. <b>NDPE 方針の遵守状況に関する独立検証</b> NDPE 方針達成の進捗状況について独立した検証を行い開示すること。</p>	<p>Published methodology detailing how independent verification of NDPE policy compliance will be undertaken, or must be undertaken by suppliers, investees, or clients and demonstration of its application in all forest-risk commodity supply chains.</p> <p>供給業者、投資先、顧客企業は NDPE 方針の遵守状況に関する独立検証をどのように実施するか、あるいは実施しなければならないかを詳述した方法論、そして全ての森林リスク製品のサプライチェーンで同方法論が適用されていることを示し、公表している。</p>	<p>No published methodology on independent verification of NDPE compliance or Independent Verification relies solely on certification.</p> <p>NDPE 方針の遵守状況に関する独立検証の方法論が公表されていないか、独立検証が認証のみに依存している。</p>	<p>Credible methodologies for the independent verification of NDPE policy compliance are under development or have been published with plans for its use in at least one forest-risk commodity supply chains.</p> <p>NDPE 方針の遵守状況に関する独立検証のための信頼できる方法論を開発中であるか、少なくとも 1 つの森林リスク製品のサプライチェーンで同方法論を使用する計画を公表している。</p>

## 産品横断的方針としての「森林破壊禁止、泥炭地開発禁止、搾取禁止」(NDPE)は何を意味するのか？

自然生態系や泥炭地帯の森林破壊禁止、転換禁止、劣化禁止<sup>1</sup>のためには、保護価値の高い地域(HCV 地域)<sup>2</sup>、高炭素貯留森林(HCS 森林)<sup>3</sup>、原生林<sup>4</sup>、無傷の森林景観(IFL)<sup>5</sup>などの森林や自然生態系を、産品セクター別期限日、または期限日がセクター別期限日よりも早い既存のコミットメントに従って森林破壊・転換・劣化から守る必要がある。期限日以降の違反については、環境被害を修復する必要がある。

搾取禁止には以下が必要である。

- 事業活動、サプライチェーン、投資全体で、国際的に認められた人権<sup>6</sup>を尊重すること
- 影響を受ける先住民・地域コミュニティの土地での事業は、影響を受ける先住民・地域コミュニティが「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意」(FPIC)を与える場合にのみ行うこと<sup>7</sup>
- 影響を受けるコミュニティのメンバー、権利者、人権擁護者、土地や環境の擁護者に対する脅迫、暴力、不当告発に対するゼロトレランス(不容認)<sup>8</sup>
- 「ビジネスと人権に関する国連指導原則」に沿った、苦情解決のための効果的なメカニズムの確立とその実践例の開示
- 先住民、地域コミュニティ、労働者に対する社会的危害の救済

### NDPE 方針の適用範囲

採用された NDPE 方針は、全ての森林リスク産品に適用しなければならない。森林リスク産品とは、パーム油、パルプ、紙、林産物(製材など)、ティッシュ、ビスコース、バイオマス、バイオ燃料、ゴム、大豆、牛肉、カカオなどである。

消費財企業や銀行が採用する方針の適用範囲は包括的であるとともに、投資先に加え、事業全体で森林リスク産品の生産・加工・調達に関わる全ての供給業者や顧客企業にそれぞれ適用されるべきである。

銀行の NDPE 方針は、サプライチェーン全体の方針遵守を確保するため、森林リスク産品に関連する全ての顧客企業に対して必須要件を設定したものでなければならない。ここで言う顧客企業には、森林リスク産品の生産者や加工業者が含まれる。これらの顧客企業は、森林リスク産品の生産・調達・取引に関わる全ての業務において、企業グループ<sup>9</sup>レベルで NDPE の要件を遵守しなければならない。また、調達地域に川下事業がありながら、生産国に川上事業や利用可能な土地を持たない消費財メーカー、小売業者、取引業者や加工業者など、産品のエンドユーザーである顧客企業も含まれる。これらの顧客企業は、森林リスク産品のサプライチェーン全体で全ての直接的・間接的供給業者が NDPE 方針を遵守することを保証しなければならない。方針は、エンドユーザーが調達または投資している全ての森林リスク産品について、サプライチェーン全体で方針遵守を達成することを要求するもの、かつそのグローバルサプライチェーンの全ての供給業者が方針を遵守していることを企業グループレベルで独立検証を行う要件が盛り込まれたものでなければならない。これには、直接的供給業者(契約している Tier1 供給業者)が含まれる。また、要件は、加工施設や原材料生産者を持つ間接的供給業者に至るまで、企業グループレベルでサプライチェーン全体に波及しなければならない。

消費財企業の NDPE 方針は、森林リスク産品のサプライチェーンで事業を展開する全ての直接的供給業者、間接的供給業者、原材料生産者、投資家に対する必須要件を設定したものでなければならない。方針は、全ての供給業者と投資先が、生産または加工し取引する全ての森林リスク産品について、サプライチェーン全体で遵守を達成することを要求するものであるとともに、企業グループレベルでグローバルサプライチェーンの全ての供給業者の遵守状況を独立的検証する要件が盛り込まれたものでなければならない。

### NDPE 方針の採用義務

1 All terms defined by the Accountability Framework initiative <https://accountability-framework.org/the-framework/contents/definitions/>

2 As defined by The HCV Network <https://hcvnetwork.org/>

3 As defined by The High Carbon Stock Approach <http://highcarbonstock.org/>

4 As defined by the Convention on Biological Diversity <https://www.cbd.int/forest/definitions.shtml>

5 As defined by The IFL Mapping Team <http://www.intactforests.org>

6 As defined by Internationally recognized human rights norms per [UNDRIP](#), [UNDHR](#), [ILO Fundamental Conventions](#), [ILO 169 on Indigenous and Tribal Peoples](#), [FAO VGGT](#), [UN Guiding Principles on Business and Human Rights](#), [UN Declaration on the Rights of Peasants](#)

7 The fulfillment of the rights of FPIC must be in accordance with [UNDRIP](#), [HCSA Social Requirements](#), and the [Accountability Framework initiative Operational Guidance on Respecting the Rights of Indigenous Peoples and Local Communities](#).

8 As per the Zero Tolerance Initiative <https://www.zerotoleranceinitiative.org/>, [UN Declaration on Human Rights Defender](#), and [The Guiding Principles on Business and Human Rights: guidance on ensuring respect for human rights defenders](#).

9 Accountability Framework initiative <https://accountability-framework.org/the-framework/contents/definitions/>

また、公表された方針には、全ての供給業者、顧客企業、または投資先が NDPE に沿った方針を採用、実施する際の必須要件が盛り込まれている必要がある。パーム油セクターだけでなく全ての森林リスク産品に適用される方針で NDPE の生産要件が常識となること、そして NDPE 方針の採用が直接的供給業者や顧客企業から、サプライチェーン全体、そして原料メーカーにまで波及することの重要性を考えて、RAN のスコアカードには各企業のパフォーマンスを評価する独立した推奨事項としてこの基準項目が盛り込まれている。

- 銀行の方針には、投資や金融サービスを受ける全ての顧客企業に対し、企業グループレベルの NDPE 方針を採用し遵守すること、さらにその供給業者にも同様のことを要求することが必須要件として盛り込まれていなければならない。
- 消費財企業の方針には、全ての供給業者や投資家に対し、企業グループレベルの NDPE 方針を採用し遵守すること、さらにその供給業者にも同様のことを要求することが必須要件として盛り込まれていなければならない。

## NDPE 実施計画

NDPE 方針および関連の実施計画には、全ての森林リスク産品について、企業グループレベルで、NDPE 方針に記された要件の完全遵守の実施と独立検証を達成する野心的な目標期日と期限付きの中間目標が記されていないなければならない。

銀行の目標期日には、顧客企業が要件を遵守していることを独立検証する期日や、森林減少や他の自然生態系の転換・劣化の期限日(これらに限定されるものではない)を盛り込むこと。産品の生産者、加工者、エンドユーザーである顧客企業に対して定める目標期日には、全ての森林リスク産品の調達源までの完全なトレーサビリティと、NDPE 方針の完全遵守の独立検証を達成する期日を含めなければならない。

消費財企業の目標期日には、供給業者や投資先が要件を遵守していることを独立検証する期日や、森林破壊や他の自然生態系の転換・劣化の期限日(これらに限定されるものではない)を盛り込むこと。消費財企業の場合、(直接供給業者、加工業者/工場および原材料生産者など)全ての森林リスク産品のサプライチェーンの完全開示達成に向けた目標、そして調達源(つまり、プランテーション/農園/牧場)へのトレーサビリティ達成の目標期日を設定すること。産品の生産者、加工者、エンドユーザーである供給業者や投資先について消費財企業が定める目標期日には、全ての森林リスク産品の調達源までの完全なトレーサビリティと、NDPE 方針の完全遵守の独立検証を遂行する期日を含めなければならない。

この他、実施計画に記載してもよいが、当該評価の基準として用いられない日付には以下などがある。一般市民が閲覧でき、方針実施のモニタリングや信頼できる独立検証に役立つ透明で協力的なモニタリングシステムに役立つ情報を供給業者、顧客企業、投資先が公表する、またはその情報提供を可能にする期限。これには、全ての原材料の調達地域と利用可能な土地面積、トレーサビリティデータ、保全地域、および企業グループとそのグローバルサプライチェーンや投資の影響下にあり被害を受ける先住民と地域コミュニティに関するデータが含まれる。NDPE 方針と実施計画には、方針実施に関連する全地域についての透明性のある公的な報告に対するコミットメントも記載すること。

今回の評価では、上記基準は用いなかったが、強固な方針を実施していることを示すために、以下が銀行や消費財企業が行うべき必要な開示であることに変わりはない。

- 実施されたデューデリジェンスと独立検証の結果、および方針に概説された明確な期限付きの目標、行動、具体的成果を基準とする実施状況の年次発表。パフォーマンスの独立検証の実施に用いる方法論を開示しなければならない。独立検証の方法論には、人権専門家が実施し、影響を受ける先住民と地域コミュニティが関与する「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意」(EPIC)の権利の履行に関する机上の、そして現地調査に基づく信頼できる検証アプローチを盛り込む必要がある。
- 森林フットプリントの公表。これには、顧客企業や投資家の空間データおよび処理施設(第三者を含む)が集約されていて、銀行による森林リスク産品への投融資によって影響を受けた、あるいは受ける可能性のある森林と泥炭地の総面積が分かる地図/データの開示が含まれる。また、森林や泥炭地が先住民と地域コミュニティに管理されてきた土地にある場合、顧客企業や投資先がその先住民と地域コミュニティの権利に与える影響も盛り込む必要がある。
- 一般市民が閲覧でき、方針の実施状況のモニタリングと信頼できる独立検証に役立つ、透明かつ協力的なモニタリングシステムへの情報の公開と提供。これには、全ての原料調達と利用可能な土地面積、トレーサビリティデータ、保全地域、企業グループとそのグローバルサプライチェーンや投資の影響下にあり被害を受ける先住民と地域コミュニティに関するデータが含まれる。

## 「森林フットプリント」とは？

森林フットプリントとは、消費財企業による森林リスク産品の消費、または銀行による森林リスク産品に対する資金提供によって影響を受けた、あるいは受ける可能性のある森林や泥炭地の総面積をいう。消費財企業と銀行のフットプリントには、供給業者や顧客企業が取引関係期間中に関与した森林や泥炭地の破壊地域、さらには全ての供給業者や顧客企業の森林リスク産品のグローバルサプライチェーンや調達地域内でリスクが残る地域も含まれる。また、森林や泥炭地が先住民と地域コミュニティに管理されてきた土地にある場合、その先住民と地域コミュニティの権利への影響も含まれる。リスクのある地域には、供給業者、投資先、顧客企業の管理下にあるプランテーション開発地域、第三者供給業者が管理する地域、グローバルサプライチェーンにある工場、精製所、加工施設周辺の調達地域内で、将来の伐採や農業開発用に割り当てられた地域の中にある森林と泥炭地が含まれる。把握・公表は前記の全てについて行わなければならない。レインフォレスト・アクション・ネットワーク(RAN)は、消費財企業と銀行に対し、自社(自行)のグローバルな産品サプライチェーンや投資、金融サービスが影響を与える森林、泥炭地、そして伐採や産業型農業の拡大の影響を受ける先住民と地域コミュニティの権利について把握し、公表することを呼びかけるものである。銀行や消費財企業が森林フットプリントの分析を行う際に利用できる RAN の方法論は[こちら](#)を参照のこと。